

# 神戸市における自己負担限度額について

平成28年10月以降、全国共通の表1の自己負担上限月額に対して、神戸市が追加助成を行い、表2の自己負担限度額に変更となっております(ひと月あたり医療費の自己負担額最大800円)。

《表1》 全国共通の自己負担上限月額

階層区分	階層区分の基準			患者負担割合：2割		
				自己負担上限月額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
				原則		
				一般	重症（※1）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等			0	0	0
II	低所得Ⅰ	市町村民税	収入～80万円	1,250	1,250	500
III	低所得Ⅱ	非課税（世帯）	収入80万円超	2,500	2,500	
IV	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満		5,000	2,500	
V	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上～25.1万円未満		10,000	5,000	
VI	上位所得	市町村民税 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費（※2）				1/2 自己負担		



《表2》 神戸市における月額自己負担限度額(平成28年10月1日～)

階層区分	階層区分の基準			患者負担割合：2割		
				自己負担限度額（外来＋入院＋薬代＋訪問看護）		
				原則		
				一般	重症（※1）	人工呼吸器等装着者
I	生活保護等			0	0	0
II	低所得Ⅰ	市町村民税	収入～80万円	800	800	0
III	低所得Ⅱ	非課税（世帯）	収入80万円超			
IV	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満				
V	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上～25.1万円未満				
VI	上位所得	市町村民税 25.1万円以上				
入院時の食費（※2）						

※1 重症：①高額な医療が長期的に継続する者、②重症患者基準に適合する者 のいずれかに該当する方。

※2 入院時の食費は自己負担限度額とは別にご負担いただきます。

※3 表1で同一世帯内に難病、小児慢性特定疾病の受給者がいる世帯においての按分で自己負担額が800円未満となる方は表1のままの金額です。

※4 先天性血液凝固因子異常(血友病等)に該当する方は医療費の自己負担及び入院時の食費の負担はありません。